

社会福祉法人華翔会  
訪問介護事業所南二日町

運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人華翔会が開設する訪問介護事業所南二日町(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護の事業は、高齢者が要介護状態となった場合においても、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活にわたる援助を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 事業所は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- (4) 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (6) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問介護事業所南二日町
- (2) 所在地 静岡県三島市南二日町5番地41号

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者 2名(兼務)

サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成及び説明を行うほか、指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うとともに、自らも指定訪問介護の提供に当たる。

(3) 訪問介護員等 常勤換算2.5名以上

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、12月30日から1月3日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 上記の営業日、営業時間のほか、居宅サービス計画等によりサービス提供を行うものとする。

(指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定訪問介護の内容は、次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、原則としてその1割、2割または3割の額とする。尚、その他の場合は法令によるものとする。

(1) 身体介護

- ・排泄介助(おむつ交換、トイレ誘導、清拭洗浄等)
- ・食事介助(準備、配膳、後片付け、見守り)
- ・清拭整容(全身清拭、手洗い、足浴、爪きり、髭剃り)
- ・入浴介助(準備、洗髪、洗体等)
- ・水分補給、服薬介助、口腔ケア
- ・自立生活支援、重度化防止のための見守りの支援

(2) 生活援助

- ・調理、掃除、洗濯、買い物、衣類の整理、義歯洗浄、薬の受け取り等

2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 通常の事業の実施地域を越えて1キロメートル毎に 50円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明

した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、三島市、長泉町、函南町、清水町とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、指定訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(個人情報保護)

第9条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報保護に関して関連法規やガイドラインを遵守する。

2 事業所は、個人情報に関する規定を設け、個人情報の取得・利用、個人情報の第三者提供、個人情報の安全な管理について適正に行う。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 訪問介護員等の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1)採用時研修 採用後1月以内

(2)継続研修 年 2 回

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 事業所は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

4 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人華翔会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修を実施し、担当者を定めるものとする。

(感染症防止のための取組み)

第12条 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(事故防止のための措置に関する事項)

第 13 条 事業所は、事故の発生またはその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修を実施し、安全対策部門を設置するとともに、担当者を定めるものとする。

(ハラスメント防止のための措置に関する事項)

第 14 条 事業所は、ハラスメントの発生またはその再発を予防するため、指針の整備を行うとともに、研修を実施その他必要な配慮を行う。

(附則)

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

この規程は、平成27年7月29日から施行する。

この規程は、平成27年8月15日から施行する。

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

この規程は、令和2年5月1日から施行する。

この規定は、令和4年1月1日から施行する。